

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
が休息日  
のときは、  
当日の翌日)

## 目次

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの  
第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推薦  
要領

狩猟鳥獣の捕獲の禁止

米飯提供業者の登録

土地の用途廃止

## 告示

### 鳥取県告示第七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日  
鳥国医 一二三七 辰巳 茂 昭和四十一年十二月二十七日  
鳥取県告示第七十五号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し次のとおり第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。  
昭和四十二年一月二十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推薦要領

### 一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

### 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

### 三 推薦手続

(一) 労働組合は、推薦書（様式一）に次のイからニまでの書類を添えて、

所定の期間内に、所轄労政事務所を經由して知事に提出すること。

イ 労働組合資格審査申請書(様式(一))

ロ 組合規約

ハ 労働協約

ニ その他資格の立証に必要な資料

1 役員名簿

2 経理状況

3 従業員数及び組合員数(男女別)

4 組合事務所の借上状況

5 福利厚生への援助を受けている状況(資格を立証するため、労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書にその旨付記すること。)

(二) 使用者団体は、推薦書を所定の期間内に、所轄労政事務所を經由して知事に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十二年一月二十四日から

昭和四十二年二月 十 日まで

様式(二)

年 月 日

鳥取県知事

殿

所在地

労働組合又は使用団体  
の名称

代表者名

推薦書

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月 日	現住所	所属及 労働者の地位 (使用事務及び 労働組合の名称 及び地位)	労働者の 所属の地位 及びその 職名	経歴	備考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会会長 殿

所 在 地

労働組名

代表者名

印

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したので、労働組合法(昭和24年法律第174号)第5条第1項の規定により資格を審査して下さるよう次の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合同規約
- 2 労働協約
- 3 その他

登録番号 登録年月日 氏名 米振第三〇一号 昭四一・二二・一〇 河上 正俊 境港港湾労働者福祉センター

称 住 所 営業所の所在地 境港市大正町四一 住所に同じ。

鳥取県告示第七十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ四第 三項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類

オスイタチ

二 捕獲禁止区域

西伯郡岸本町、日野郡日南町、日野町の一円の地域

三 捕獲禁止期間

昭和四十二年二月 一 日から

昭和四十四年一月三十一日まで

鳥取県告示第七十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四 第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規 則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四  
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号 登録年月日 氏名 名称

鳥振第二五六号 昭四一、一二、二六 立岡謙一 嵯峨

〳 二五七〳 出原千鶴子 蔦 ず し

〳 二五八〳 大鳥 実 日本専売公社鳥取支局会議所

鳥取県告示第七十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月十四日から用途廃  
止した。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 面積 積用途

鳥取市湯所町二丁目五四一番地先 平方メートル 三五・七七 道路敷

〳 五四二番地先 二七・一二 水路敷

鳥取県告示第八十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月十七日から用途廃  
止した。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

称 住 所 営業所の所在地

鳥取市瓦町八七 住所に同じ。

〳 東品治町一〇の一〇 鳥取市吉方二三九の二

〳 富安字八ヶ坪四〇の三 住所に同じ。

場 所 面積 積用途

米子市西福原字西原新町道東四八二番一地从先から 平方メートル 四五・四五 道路敷  
四八三番一地从先まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕